

秋田市立中央図書館明徳館自動販売機設置事業者募集要項

秋田市立中央図書館明徳館内に飲料水自動販売機を設置し運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。これは、設置事業者を競争入札により決定し、施設内の自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもので、これにより市有財産の有効活用を図りながら市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ります。

公募に参加される方は、この募集要項をよく読み、各記載事項を承知の上ご参加ください。

1 公募物件

- (1) 別添「秋田市立中央図書館明徳館自動販売機募集物件一覧」を参照のこと。
- (2) 応募申込みは、設置台数に関係なく物件ごとに申込みをすること。
- (3) 設置場所は、「自動販売機設置位置図」のとおり。
- (4) 貸付面積には回収ボックスおよび放熱スペースを含む。
- (5) 貸付可能台数を超える台数は設置できない。
- (6) 事前に現地を確認する場合は、必ず担当者に連絡すること。
- (7) 複数の物件に応募可能。

2 日 程

項目	日 程
受付期間	令和8年2月18日（水）から令和8年2月26日（木）まで
入札日時 および場所	令和8年3月5日（木）午後3時 秋田市立中央図書館明徳館 2階 研修ホール
契約の締結期限	入札日から7日以内に契約

3 入札参加資格

応募する者は、次の掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (3) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 貸付料等

ア 貸付料

1の(1)に記載の予定価格以上で、最高の入札価格をもって貸付料（消費税相当額は別途加算）とする。

貸付料は別途発行する納入通知書により年度毎に指定期日までに納入すること。

また、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理、撤去に必要とする経費は設置事業者の負担とする。

また、電気料は設置事業者が子メーターを設置のうえ、市が計測し月毎に別途発行する納入通知書により指定期日まで納入すること。

（電気料の算定方法：電気料＝{月間消費電気量×料金単価}±燃料費調整額+再生可能エネルギー発電促進賦課金）

ウ 延滞損害金

納入通知書の指定期日までに貸付料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年利3%の延滞損害金を加算して支払うこと。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

ウ 販売品目は飲料（酒類又はその類似品を除く）とし、販売価格はメーカー希望小売価格以下とすること。

エ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間および経路等については、担当者の指示に従うこと。

オ 利用者から販売品目の追加または変更の要望があり、秋田市も必要と判断した場合は、変更について最大限応えるよう努力すること。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止など、安全に十分配慮すること。

エ 食品衛生に関しては、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）および「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全に尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可も受けなければならない。

オ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に連絡先を明記すること。

(6) 売上高等の報告

自動販売機の売上状況を4月から3か月ごとに取りまとめ、四半期最終月の翌日の月末までに、売上高（販売単価別の売上数量、売上金額）を書面（A4の任意書式）により報告すること。

また、秋田市が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、または契約が解除された場合には、指定期日までに原状回復すること。

5 入札申込手続き

(1) 申込方法

申込受付期間内に、必要な書類を持参すること。

ア 申込受付期間

上記2「日程」の受付期間（土・日・祝日および休館日（2月24日）を除く）の午前9時から午後5時まで

※郵送、電話、FAX、Eメール等による受付は行わない。

イ 受付場所 秋田市立中央図書館明徳館 事務室

(2) 必要な書類（各1部）

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（※法人の場合）

住民票の写し（※個人の場合）

ウ 固定資産税、法人市民税又は個人市民税の納税証明書の写し（いずれも直近年度のもの）

エ 誓約書（令和5年度および令和6年度における実績を確認できる契約書等の写しを添付）

※各証明書については、いずれも発行後3か月以内のものを提出すること。

※入札参加申込書、誓約書は秋田市ホームページから入手すること。

(3) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知を行う。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合、その者には非指名通知によりその旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、令和8年3月2日（月）までにFAXで行う。

6 入札の手続き

(1) 入札方法

ア 入札は上記2日程の入札日時および場所のとおり行う。入札開始時間の15分前から受付を開始する。

イ 入札保証金は、入札金額（入札書に記載予定の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）の100分の5以上（1円未満切り捨て）とする。

ただし、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第109条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は免除する。

ウ 入札は、物件番号順に1物件毎に行う。

エ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札書は当日持参すること。郵送による入札は受け付けない。

カ 代理人の者が入札する場合は、委任状が必要になるので、物件毎に必要事項を記載し、記名押印のうえ持参すること。

キ 投函した入札書の書換え、引換え又は撤回はできないので、十分注意すること。

(2) 入札時に持参するもの

ア 入札参加申込書の写し

イ 入札書

ウ 委任状（※代理人の者が入札する場合は、物件毎に必要）

※入札書、委任状は秋田市ホームページから入手すること。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない設置事業者の入札

(2) 入札に関し、不正行為があった場合の入札

(3) その他指定した以外の方法による入札

8 設置者の決定

(1) 秋田市が設定する予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。

(2) 同価格の設置対象事業者が2者以上いるときは、直ちに「くじ」により順位を決定する。

(3) 決定後の辞退はできない。

9 決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、秋田市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。

また、下記書類を提出後具体的な条件等について協議のうえ、貸付契約書を締結する。

(1) 行政財産借受申込書

(2) 設置場所の位置図

(3) 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力が分かるもの）

10 その他

(1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、秋田市財務規則（昭和40年秋田市規則第6号）、その他関係法令の定めるところによる。

(2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。

(3) 提出された申込書等は返却しない。

(4) 募集に関する問い合わせ先

秋田市立中央図書館明徳館 庶務担当 電話 018-832-9220